

## 川崎市教育文化会館及び市民館大ホール等の特別承認申請要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育文化会館使用規則（昭和42年川崎市教育委員会規則第3号）第4条第1項及び川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）第4条第1項の規定に基づき、教育文化会館大ホール及びその他の施設並びに市民館大ホール及びその他の施設について、教育委員会が特に必要と認める使用申請（以下「特認申請」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、本市の生涯学習振興と文化振興に寄与することを目的とする。

### (特認事業及び申請期間)

第2条 特認申請によることができる事業及び申請期間は、次のとおりとする。

#### (1) 大ホール（併せて使用する施設を含む。）

事業	申請期間
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	事業企画決定後から使用日を含む月の18ヶ月前まで
区役所が川崎市教育文化会館条例第1条又は川崎市市民館条例第1条の目的に沿って行う事業	
教育委員会が特に優先して受け付けることが必要であると認める事業（以下「優先申請対象事業」という。）	ア 優先申請（第1次） 使用日を含む月の17ヶ月前から15ヶ月前まで イ 優先申請（第2次） 使用日を含む月の5ヶ月前から3ヶ月前まで （別表1のとおり）
本市の主催事業	使用日を含む月の17ヶ月前から14ヶ月前まで
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	
社会教育関係団体が主催する大規模事業	

#### (2) その他の施設

事業	申請期間
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	事業企画決定後から使用日を含む月の9ヶ月前まで
区役所が川崎市教育文化会館条例第1条又は川崎市市民館条例第1条の目的に沿って行う事業	
本市の主催事業	使用日を含む月の8ヶ月前の1ヶ月間
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	

(運用)

第3条 優先申請対象事業については、一般利用申請との公平の観点から、優先申請利用調整会議（以下「会議」という。）に図るものとする。

2 会議の運営について必要な事項は、別に定める。

(使用日の決定)

第4条 特認申請による使用日は、事業内容の審査及び日程の調整を行った後、区長が申請期間の末日に決定する。ただし、優先申請対象事業については、会議の意思を尊重する。

(制限)

第5条 特認申請により使用を許可することのできる日数は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）である場合、次の表の右欄を超えない範囲とする。なお、平日（月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日）の場合は、日曜日等に準じた日数を許可することができる。

(1) 大ホール（併せて使用する施設を含む。）

事業	使用を許可することのできる日数	
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	教育文化会館及び市民館の主催する川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第18号）第3条の各号及び川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第29号）第3条の各号（第8号を除く）に掲げる事業を含み、1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/2以内
区役所が川崎市教育文化会館条例第1条又は川崎市市民館条例第1条の目的に沿って行う事業		
優先申請対象事業	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内	
本市の主催事業		
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業		
社会教育関係団体が主催する大規模事業		

(2) その他の施設

事業	使用を許可することのできる日数
教育委員会（川崎市立学校を含む。）が実施する事業	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/2以内
区役所が川崎市教育文化会館条例第1条又は川崎市市民館条例第1条の目的に沿って行う事業	
本市の主催事業	
本市が資本金等を1/4以上を出資している法人の主催事業	1ヶ月間の日曜日等を合計した日数の1/3以内

(その他)

第6条 区長はこの要綱の規定によるほか、特認申請について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に「川崎市教育文化会館及び市民館大ホールの特別承認申請取扱要綱」(以下「旧要綱」という。)に基づき行った特認申請については、旧要綱においての特認申請とする。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に「川崎市教育文化会館及び市民館大ホールの特別承認申請取扱要綱(平成22年4月1日施行)」(以下、「旧要綱」という。)に基づき行った特別申請については、旧要綱においての特認申請とする。

附 則

(施行時期)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
(施行時期)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(別表1) 優先申請対象事業申請受付期間

使用月	申請受付期間
4月から6月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前年1月4日から1月11日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の属する年の1月4日から1月11日まで
7月から9月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前年4月1日から4月8日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の属する年の4月1日から4月8日まで
10月から12月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前年7月1日から7月8日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の属する年の7月1日から7月8日まで
1月から3月まで	ア 優先申請（第1次） 使用月の前々年の10月1日から10月8日まで イ 優先申請（第2次） 使用月の前年の10月1日から10月8日まで